

横浜市行政不服審査会答申
(第109号)

令和3年12月21日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「令和3年2月2日付け令和2年度固定資産税・都市計画税第3期分の督促処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、保土ヶ谷区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対し、令和3年2月2日付けで行った令和2年度固定資産税・都市計画税第3期分の督促処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、そもそもの課税額及び本件処分が不服であるとして、その取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

本件処分に係る課税額は、周辺の住宅地並みに土地の課税評価額の6分の1を乗じた小規模住宅地の軽減がなされるどころ、これがなされないまま半世紀にわたり課税され続けた。仮に、駐車場使用が住宅地ではないとするのであれば、軽減政策として先ず7掛け、次いで更に7掛けで、都合0.49掛の徴税法規の軽減策があったはずである。

4 処分庁の主張の要旨

本件処分に係る賦課決定処分及び納税の告知は適法に行われている。また、本件処分の納期限である令和3年1月4日までに、その納付がなかったため本件処分が行われており、本件処分は適法である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法等の定め

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第371条は、

次のとおり規定する。

「納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。」

イ 法第 702 条の 8 第 1 項前段は、次のとおり規定する。

「都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。」

ウ 横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 15 条は、次のとおり規定する。

「納税者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に納期限後 20 日以内に発しなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後 30 日以内に発することができるものとする。」

(2) 課税処分 of 違法が督促処分 of 違法性に承継されるか否か

固定資産税・都市計画税の賦課決定処分とその督促処分とは、それぞれ別個の行政処分であるところ、前者は納税者の負う納税義務の範囲を確定させ、納税者に具体的な納税義務を発生させることを目的とした行政行為であるのに対し、後者はその既に具体的に発生した義務について、滞納処分を可能としたり、消滅時効を中断させたりする効果を発生させることを目的とした行政行為であるから、それぞれ目的及び効果を異にするものである。

したがって、前者の違法性は、後者に承継されず、本件審査請求において、本件処分の前提となる賦課決定処分の違法性は審査の対象とならない。本件審査請求においては、当該賦課決定処分は適法なものとして本件処分の違法性ないし不当性を判断することとなる。

そして、本件においては、本件処分の納期限たる令和 3 年 1 月 4 日までに審査請求人がこれを納付しなかったことに争いはなく、処分庁が、法第 371 条及びこれを受けた条例第 15 条並びに法第 702 条の 8 第 1 項の規定に基づ

き本件処分を行ったことは適法である。また、本件審査請求に現れた全事情を総合しても本件処分を不当として取り消すべき特段の事情は見当たらない。

(3) 結語

以上から、本件処分に違法ないし不当な点はなく、本件審査請求には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年5月17日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年6月7日	・ 弁明書等の受理
令和3年6月11日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年6月24日	・ 反論書等の受理
令和3年6月30日	・ 反論書の送付
令和3年10月28日	・ 審理手続の終結
令和3年11月4日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年11月9日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年12月21日	・ 調査審議